

審査結果の要旨

本学位請求論文は、令和元年12月23日に学位申請者の学力の確認を行ったのち、受理したものである。

本論文の内容は、公開審査会（令和2年2月28日10時30分～13時00分、史学演習室I）において説明がなされ、質疑応答が行われた。本論文の研究史上の意義と審査会で出された論点は、以下のとおりである。

○研究史上の意義

本論文が達成した研究史上の意義は、以下の三点にまとめられる。

第一の達成は、神機営と直隸練軍の分析を手がかりとして、清末の「首都防衛」が重層的な体制となっていた事実をつきとめ、さらにその内実を精細に明らかにしたことである。そもそも従来の研究では、この神機営・直隸練軍を本格的に検討したものはなく、したがってそれが関わる軍備の構成・特質にも言及することはなかった。本論文ではこれに対し、両者に対する精細な検討を行い、神機営が朝廷直属の軍事力であり、「首都防衛」全体を統括、監視する役割をにない、練軍がその神機営と、朝廷の警戒する勇営との中間に配置され、緩衝的な機能をもち、「首都防衛」が重層的な構造に転換したことを明らかにした。こうした作業を通じて、当時の軍事上の中央政府・地方督撫の役割・関係がいつそう鮮明になり、清末の軍事史・政治史をみなおす新たな視座を開いた。

第二の達成は、第一の達成から導き出される重層的な「首都防衛」体制の変容を明らかにしたことである。淮軍に代表される勇営は、そもそも19世紀に各地で蜂起した匪賊・叛徒と本質のかわらない軍隊であり、指揮権ももたない北京朝廷にとっては、警戒の対象以外の何物でもなかった。これをいかに「首都防衛」と矛盾しない存在とするかが課題だった。本論文は1890年代の定武軍・新建陸軍の設立に帰結するその動向を精細に跡づけることで、「首都防衛」の重層構造およびそれに関わる北京政府の対応の変容を動的に描き出している。これは「首都防衛」体制と北京朝廷のコミットに着眼した定点観測の成果であって、従来の分析枠組では導き得なかった、本論文の独創である。

第三の達成は、やはりこれまで本格的な研究のなかった督辦軍務処の検討を通じ、従前と違った視角から北京に直属する武衛軍・北洋六鎮の成立過程を明らかにして、その歴史的意義をいつそう明確にしたことである。武衛軍そのものを考察した先行研究がなかったわけではないが、たんに事実関係を跡づけたのみの平板なものであった。本論文はそうした先行研究の成果にあきたらず、武衛軍の形成過程と統轄関係を綿密に跡づけたことで、世紀交の北京朝廷の利害関心のありようと「首都防衛」体制の変容が明らかになった。その結果、既存の「首都防衛」体制の重層性が解消されると同時に、北京政府の軍事権・指揮権が「局地化」したと指摘し、その視座から20世紀の中国政治の軍事的な構造変化を提示するに至ったことは、本論文の独自かつ重要な成果である。

本論文は以上三つの達成を通じて、これまでの清末軍事史・政治史研究が理解の前提としてきた中央・地方関係の視座、ないし「督撫專政」という概念枠組を批判し、あらためて「首都防衛」の軍事体制の構造を明らかにするとともに、その変遷をつぶさに跡づけることで、近代中国軍事史・政治史の歴史的な前提をも示した。本論文はこのように、中華民国時期の軍閥混戦に帰結する清末軍事史・政治史の研究を大きく前進させるとともに、「首都防衛」をめぐる軍事体制の構造的な把握に成功したことによって、近代中国における政治過程と中央・地方の権力構造との相互関係を解明してゆくうえで、今後大きく貢献する研究となると考えられる。

○審査会でとりあげられた主な論点

序・第一章

- ① 中国史と軍事史の関連
- ② 研究動向整理がなお一面的。その由来の考察・展開が不十分
- ③ アロー戦争以前からの接続
- ④ 兵・勇の資質とその位置づけの再検討

第二章

- ① 曾国藩の態度
- ② 「重層体制」概念の妥当性・汎用性

第三章

- ① 李鴻章の態度
- ② 淮軍の位置づけと「洋務」との関係
- ③ 盛軍の査察問題と事実関係

第四章・結

- ① 以後の変法運動などとの関連
- ② 「重層体制」の解消・定武軍の内容と以後の展望
- ③ 全土防衛と首都防衛、「東南互保」以降の動向
- ④ 地方各省の動静全体との連関、とりわけ東三省の関却
- ⑤ 軍事史研究全体との対話

本論文には以上のように、学説史整理・論旨展開の不徹底や史料解読・解釈に関する疑問などがいくつかある。しかしながら本論文は、従来の諸研究では十分な検討がおよばなかった首都の防衛・軍隊の種別と配置・指揮権のありようなど、清末の軍事・国家体制に関わる諸事象を綿密にみなおし、またあい連関させることで、清末史の重要な一面を新たに解明した研究であり、近代中国の軍事史にとどまらず、政治史全体の研究においても、最新の到達段階を示している。

よって、本委員会は、本論文が博士(歴史学)の学位論文として価値あるものと認める。